

地域密着型サービス事業者指定に係る意見について (意見聴取事項・事後審議)

1 指定地域密着型通所介護事業所 4事業所

(1) サービスの概要

利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。それにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。利用者定員は19名未満。

(2) 指定申請案件

① Miasaリハビリステーション走水

申請者	横須賀市大矢部3-1-3 株式会社ヴィクトリーアイ 代表取締役 大野 忠之
事業所名称	Miasaリハビリステーション走水
事業所の所在地	横須賀市走水2-26-21
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和4年7月1日
利用定員	10人
実施単位数	2単位
営業日	月曜日から金曜日(祝日を含む。12/29~1/3は休業。)
営業時間	9:00~17:00
サービス提供時間	9:15~12:15、13:25~16:25
通常の事業の実施地域	横須賀市の一部(浦賀、大津、久里浜、本庁第二の各管内)
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	昼食 470円、おやつ 150円、 リハビリパンツ・パット 実費、 実施地域外からの交通費 片道1kmあたり10円

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要件	指定案件 (Miasaリハビリステーション走水)	
人員基準	管理者	常勤専従 (管理上支障がない場合は兼務可能)	常勤兼務 ※当該事業所の生活相談員と兼務	
	生活相談員	提供日ごとに、勤務時間(専従)の合計/サービス提供時間 ≥ 1 ----- 次のいずれか ・社会福祉主事 (社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者) ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置 (介護福祉士1人 ・実務経験2年以上1人)	
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員 ----- 提供時間帯の勤務時間(専従)の合計/サービス提供時間 ≥ 1 ----- 単位ごとに常時1人以上 ----- 看護職員は、看護師又は准看護師	提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 常時1以上の介護職員を配置	
	利用定員 11人以上	看護職員	専従1以上 ----- 看護師又は准看護師	/
		介護職員	提供時間帯の勤務時間(専従)の合計/サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 ----- 単位ごとに常時1人以上	
	生活相談員又は 介護職員	1以上は常勤	生活相談員常勤2人 介護職員常勤1人	
	機能訓練指導員	1以上 (事業所の他の職務と兼務可能) ----- 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師/准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師/きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	柔道整復師1人	

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

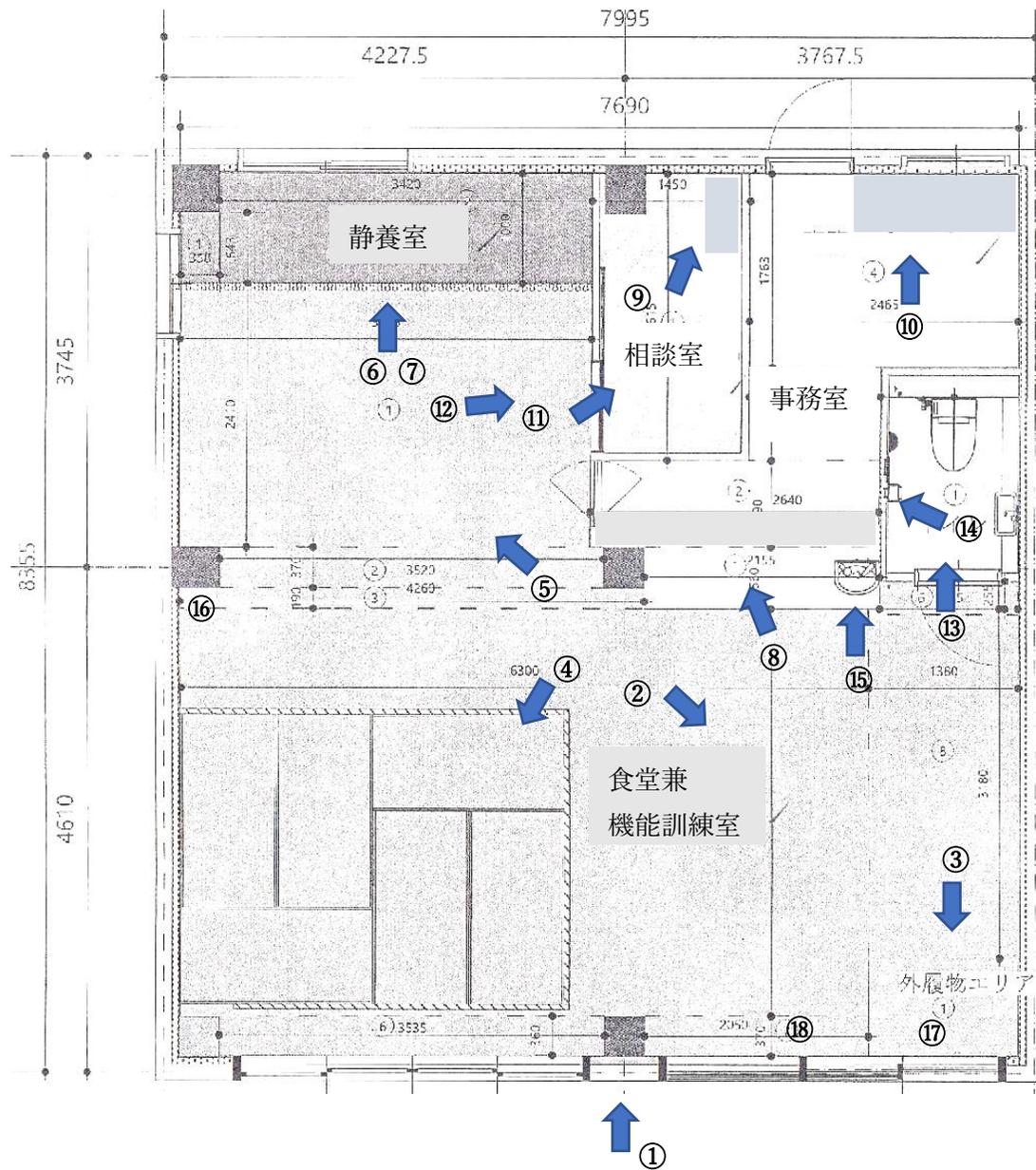
		要件	指定案件 (Miasaリハビリステーション走水)
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$41.26 \text{ m}^2 \geq 30 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯
	利用定員	利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

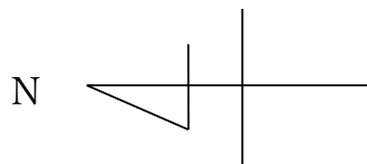
地域密着型通所介護事業所 Miasa リハビリステーション走水 位置図



Miasa リハビリステーション走水 平面図



- 5 -



【現地写真】 Miasa リハビリステーション走水
(令和4年6月21日撮影)



① 外観



② 食堂兼機能訓練室



③ 玄関



④ 食堂兼機能訓練室



⑤ 食堂兼機能訓練室



⑥ 静養室

【現地写真】 Miasa リハビリステーション走水
(令和4年6月21日撮影)



⑦ 静養室 (カーテンを閉めたところ)



⑧ 事務室



⑨ 書庫



⑩ 事務室 (キッチンスペース)



⑪ 相談室



⑫ 相談室 (扉を閉めたところ)

【現地写真】 Miasa リハビリステーション走水
(令和4年6月21日撮影)



⑬ トイレ



⑭ トイレ (手すり)



⑮ 手洗い



⑯ 消火器



⑰ 誘導灯



⑱ 手指消毒

②だんらんの家 横須賀岩戸

申請者	横浜市西区中央1-28-10 株式会社ライフ 代表取締役 野口 貴幸
事業所名称	だんらんの家 横須賀岩戸
事業所の所在地	横須賀市岩戸5-6-9
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和4年8月1日
利用定員	10人
実施単位数	1単位
営業日	日曜日から土曜日（祝日を含む）
営業時間	8:00～18:00
サービス提供時間	9:00～17:00
通常の事業の実施地域	横須賀市
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	昼食 600円、おむつ 150円、 時間延長サービス 300円/時間、キャンセル料 600円 その他の日常生活費 実費

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要件	指定案件（だんらんの家 横須賀岩戸）	
人員基準	管理者	常勤専従 (管理上支障がない場合は兼務可能)	常勤兼務 ※当該事業所の生活相談員と兼務	
	生活相談員	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ----- 次のいずれか ・社会福祉主事 (社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者) ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置（介護福祉士2人）	
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員 ----- 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ----- 単位ごとに常時1人以上 ----- 看護職員は、看護師又は准看護師	提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 常時1以上の介護職員を配置	
	利用定員 11人以上	看護職員	専従1以上 ----- 看護師又は准看護師	/
		介護職員	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 ----- 単位ごとに常時1人以上	
	生活相談員又は 介護職員	1以上は常勤	生活相談員常勤2人 介護職員常勤1人	
	機能訓練指導員	1以上 (事業所の他の職務と兼務可能) ----- 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	はり師／きゅう師1人 (R3.10から6月以上機能訓練指導に従事した経験あり)	

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要件	指定案件（だんらんの家 横須賀岩戸）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$32 \text{ m}^2 \geq 30 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯、火災報知器
	利用定員	利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

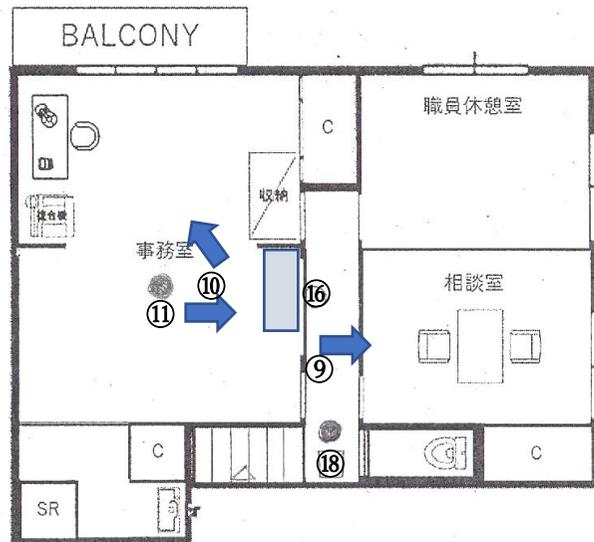
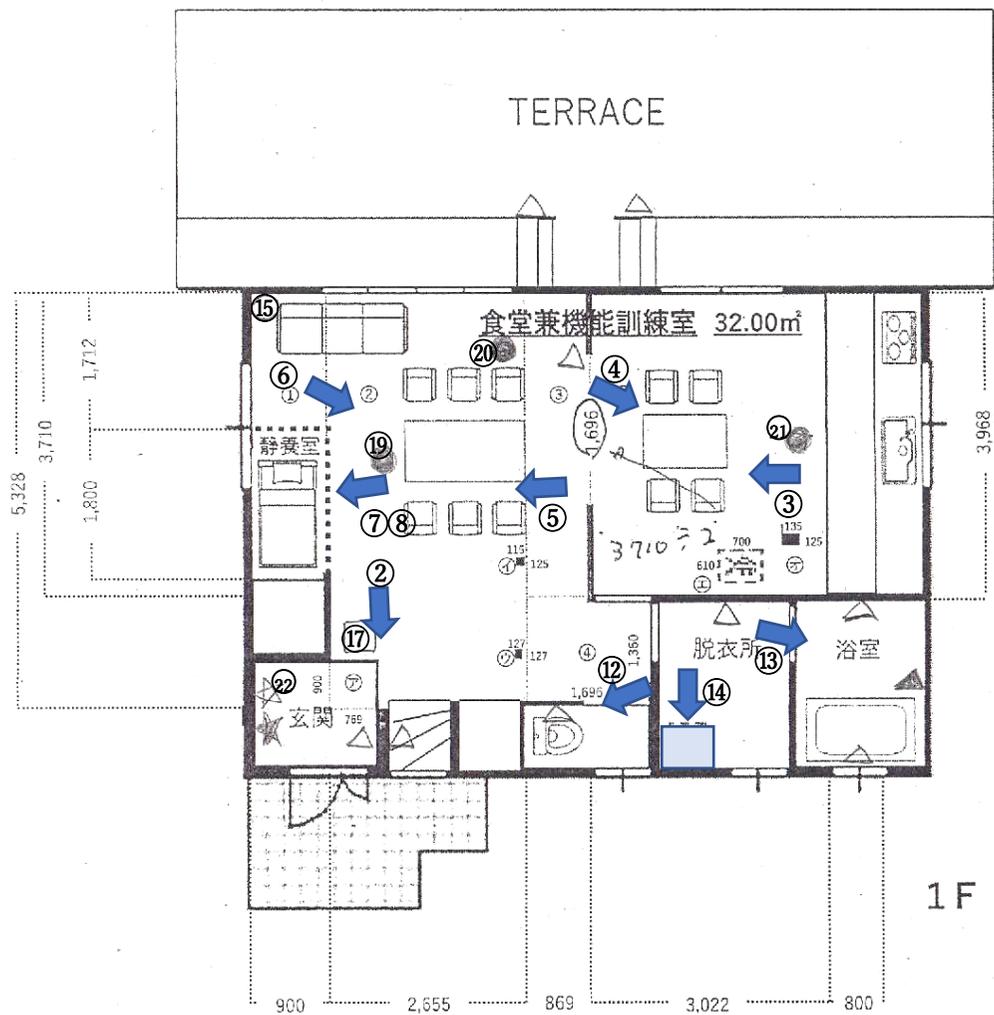
「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護事業所 だんらの家 横須賀岩戸 位置図

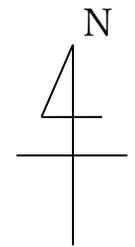


だんらんの家 横須賀岩戸 平面図

-13-



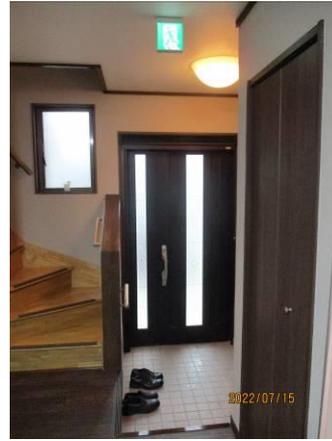
2F



【現地写真】 だんらの家 横須賀岩戸
(令和4年7月15日撮影)



① 外観



② 玄関



③ 食堂兼機能訓練室



④ 食堂兼機能訓練室



⑤ 食堂兼機能訓練室



⑥ 食堂兼機能訓練室

【現地写真】 だんらんの家 横須賀岩戸
(令和4年7月15日撮影)



⑦ 静養室



⑧ 静養室 (パーテーション)



⑨ 相談室



⑩ 事務室



⑪ 書庫



⑫ トイレ

【現地写真】 だんらの家 横須賀岩戸
(令和4年7月15日撮影)



⑬浴室



⑭ 洗面台



⑮ 消火器 (1階)



⑯ 消火器 (2階)



⑰ 誘導灯



⑱ 誘導灯

【現地写真】 だんらの家 横須賀岩戸
(令和4年7月15日撮影)



⑱ 火災報知器



⑳ 火災報知器



㉑ 火災報知器



㉒ 手指消毒

③リハビリデイセンター悠 林

申 請 者	横須賀市佐原5-22-5 株式会社マエカワケアサービス 代表取締役 前川 有一朗
事業所名称	リハビリデイセンター悠 林
事業所の所在地	横須賀市林2-1-31
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和4年9月1日
利用定員	18人
実施単位数	2単位
営業日	月曜日から土曜日（祝日を含む。12/29～1/4は休業。ほかにGWにつなげて休日あり。）
営業時間	9:00～17:00
サービス提供時間	9:00～12:00、13:30～16:30
通常の事業の実施地域	横須賀市（山科台、太田和、長坂、芦名、荻野、佐島、佐島の丘、湘南国際村、秋谷、林、須軽谷、長井、武）
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	なし

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

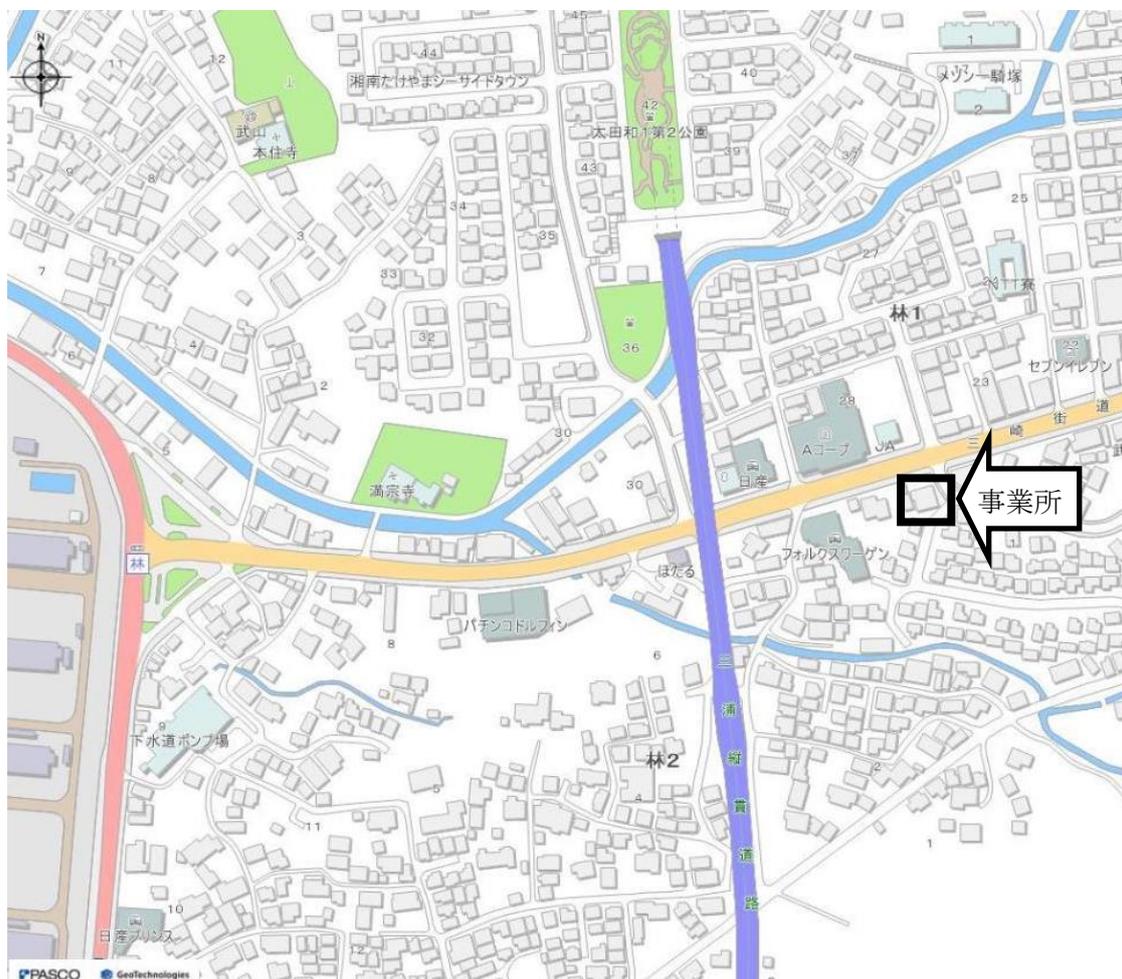
		要件	指定案件（リハビリデイセンター悠 林）	
人員基準	管理者	常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※当該事業所の生活相談員と兼務	
	生活相談員	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ----- 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置 （実務経験2年以上 2人）	
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員 ----- 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ----- 単位ごとに常時1人以上 ----- 看護職員は、看護師又は准看護師	/	
	利用定員 11人以上	看護職員	専従1以上 ----- 看護師又は准看護師	看護師2人
		介護職員	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 ----- 単位ごとに常時1人以上	提供日ごとに、利用者の数が15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数を上回る介護職員を配置 常時1以上の介護職員を配置
	生活相談員又は 介護職員	1以上は常勤	生活相談員常勤2人 介護職員常勤2人	
	機能訓練指導員	1以上 （事業所の他の職務と兼務可能） ----- 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	看護師1人 柔道整復師1人	

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

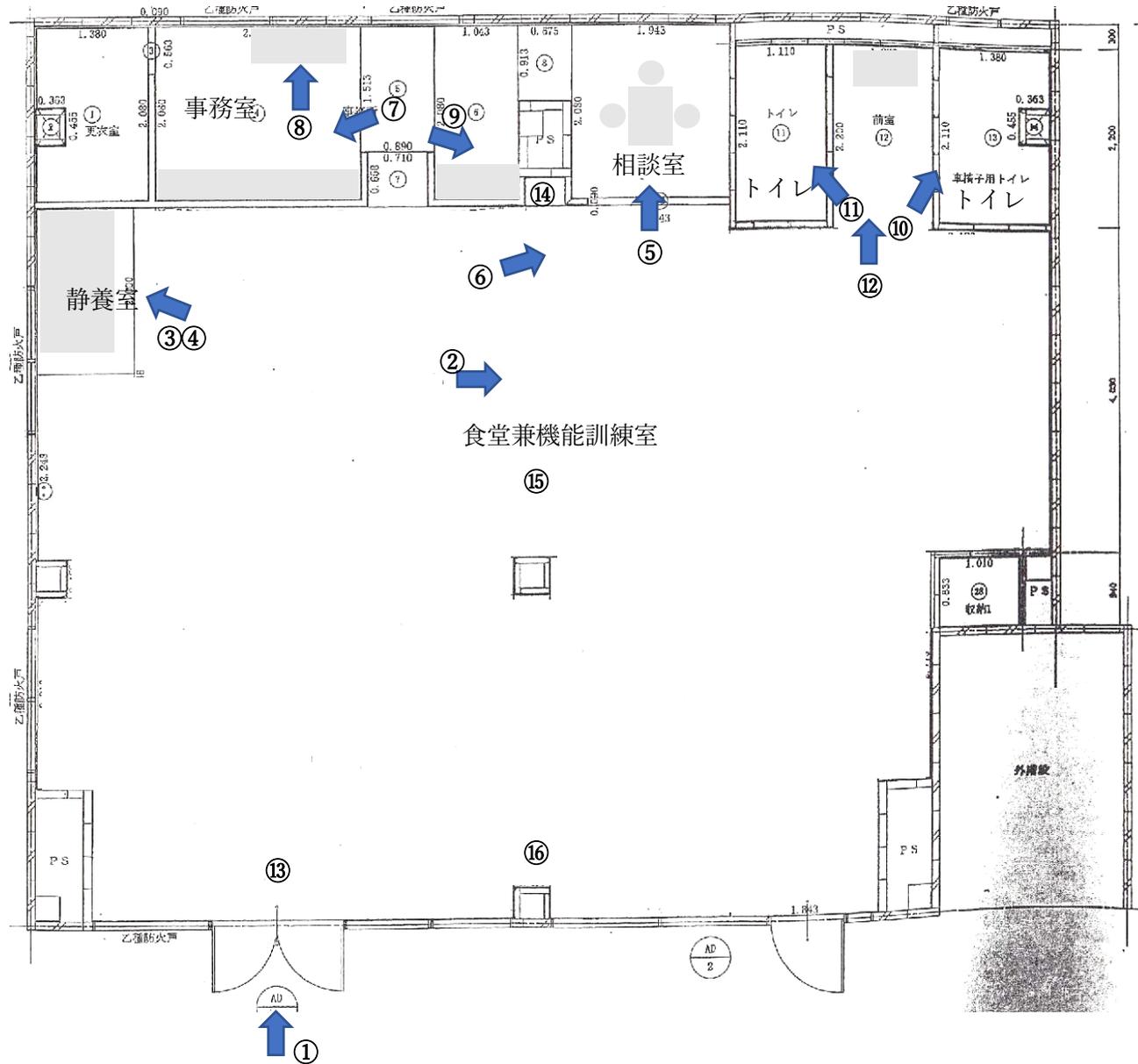
		要件	指定案件（リハビリデイセンター悠 林）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$93.96 \text{ m}^2 \geq 54 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯、火災報知器
	利用定員	利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員18人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護事業所 リハビリデイセンター悠 林 位置図



リハビリデイセンター悠 林 平面図



【現地写真】リハビリデイセンター悠 林
(令和4年8月22日撮影)



① 外観



② 食堂兼機能訓練室



③ 静養室



④ 静養室 (カーテンを閉めたところ)



⑤ 相談室



⑥ 相談室 (扉を閉めたところ)

【現地写真】リハビリデイセンター悠 林
(令和4年8月22日撮影)



⑦ 事務室



⑧ 書庫



⑨ 事務室 (キッチンスペース)



⑩ トイレ1



⑪ トイレ2



⑫ 手洗い

【現地写真】リハビリデイセンター悠 林
(令和4年8月22日撮影)



⑬ 誘導灯



⑭ 消火器



⑮ 火災報知器



⑯ 火災報知器

④デイサービスしんちゃん家

申請者	横須賀市大津町5-9-16 1階 株式会社SUN 代表取締役 田中 慎太郎
事業所名称	デイサービスしんちゃん家
事業所の所在地	横須賀市大津町5-9-16 1階
サービスの種類	地域密着型通所介護
事業開始日	令和4年9月1日
利用定員	10人
実施単位数	1単位
営業日	月曜日から金曜日（祝日を含む。12/29～1/4は休業。）
営業時間	9:00～18:00
サービス提供時間	10:00～16:00
通常の事業の実施地域	横須賀市
利用料	介護報酬告示上の額
その他の利用料	昼食 500円、 おやつ 100円、 リハビリパンツ 100円、 パット 50円 アクティビティにかかる費用（利用者の希望による場合） 実費 自動引き落とし手数料 150円 キャンセル料（前日18時以降の場合） 600円

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要件	指定案件（デイサービスしんちゃん家）	
人員基準	管理者	常勤専従 （管理上支障がない場合は兼務可能）	常勤兼務 ※当該事業所の生活相談員と兼務	
	生活相談員	提供日ごとに、勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ----- 次のいずれか ・社会福祉主事 （社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者） ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険施設又は通所系サービス事業所において常勤で2年以上介護等の業務に従事した者	適正に配置（介護福祉士1人）	
	利用定員 10人以下	看護職員 又は 介護職員 ----- 提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ----- 単位ごとに常時1人以上 ----- 看護職員は、看護師又は准看護師	提供日ごとにサービス提供時間を上回る介護職員を配置 常時1以上の介護職員を配置	
	利用定員 11人以上	看護職員	専従1以上 ----- 看護師又は准看護師	/
		介護職員	提供時間帯の勤務時間（専従）の合計／サービス提供時間 ≥ 1 ※利用者の数が15人を超える場合は、15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上 ----- 単位ごとに常時1人以上	
	生活相談員又は 介護職員	1以上は常勤	生活相談員常勤1人 介護職員常勤2人	
	機能訓練指導員	1以上 （事業所の他の職務と兼務可能） ----- 次のいずれか ・理学療法士 ・作業療法士 ・言語聴覚士 ・看護師／准看護師 ・柔道整復師 ・あん摩マッサージ指圧師 ・はり師／きゅう師 ※はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、准看護師、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で、6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。	看護師1人	

指定地域密着型通所介護事業所の指定基準

		要件	指定案件（デイサービスしんちゃん家）
設備基準	食堂及び機能訓練室	・それぞれ必要な広さ ・合計面積 $\geq 3 \text{ m}^2 \times$ 利用定員 ※同一の場所でも可	$31.99 \text{ m}^2 \geq 30 \text{ m}^2$
	相談室	遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮	適正に設置
	その他設備	静養室及び事務室等サービス提供に必要な設備	適正に設置
	消火設備等	消火設備その他の非常災害に際して必要な設備	消火器、誘導灯、火災報知器
	利用定員	利用定員19人未満 ※同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限	利用定員10人

「指定地域密着型サービスの事業の人員等に関する基準等を定める条例」（平成30年横須賀市条例第30号）に適合します。

地域密着型通所介護事業所 デイサービスしんちゃん家 位置図



【現地写真】 デイサービスしんちゃん家
(令和4年8月18日撮影)



① 外観



② 入口



③ 玄関



④ 事務室



⑤ 書庫



⑥ 静養室

【現地写真】 デイサービスしんちゃん家
(令和4年8月18日撮影)



⑦ 静養室 (パーテーション)



⑧ 相談室



⑨ 食堂兼機能訓練室



⑩ 食堂兼機能訓練室



⑪ 食堂兼機能訓練室



⑫ 食堂兼機能訓練室

【現地写真】 デイサービスしんちゃん家
(令和4年8月18日撮影)



⑬ トイレ1



⑭ トイレ2



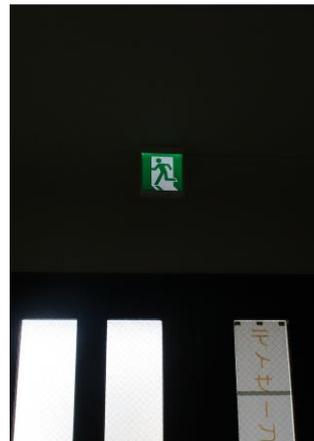
⑮ 洗面所



⑯ 浴室



⑰ 誘導灯



⑱ 誘導灯

【現地写真】 デイサービスしんちゃん家
(令和4年8月18日撮影)



⑱ 消火器



⑳ 火災報知器



㉑ 火災報知器



㉒ 手指消毒